

○海上技術安全研究所受託研究取扱規程

〔平成13年4月1日〕
研究所規程第54号

改正	平成14年	4月	1日	研究所規程第124号
改正	平成15年	3月	28日	研究所規程第154号
改正	平成16年	3月	11日	研究所規程第179号
改正	平成16年	5月	27日	研究所規程第182号
改正	平成17年	6月	30日	研究所規程第200号
改正	平成18年	3月	31日	研究所規程第224号
改正	平成19年	3月	30日	研究所規程第298号
改正	平成21年	8月	19日	研究所規程第399号
改正	平成23年	12月	22日	研究所規程第449号
改正	平成24年	3月	30日	研究所規程第487号
改正	平成25年	3月	28日	研究所規程第527号
改正	平成25年	9月	30日	研究所規程第551号
改正	平成26年	3月	31日	研究所規程第595号
改正	平成27年	3月	31日	研究所規程第687号
改正	平成28年	3月	31日	研究所規程第797号
改正	平成29年	6月	30日	研究所規程第832号
改正	令和元年	5月	31日	研究所規程第863号
改正	令和2年	5月	25日	研究所規程第876号
改正	令和5年	3月	31日	研究所規程第900号
改正	令和7年	3月	5日	研究所規程第912号

(目的)

第1条 この規程は、海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）が、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所受託等業務取扱規程（平成28年研究所規程第36号。）において定めるほか、国、地方自治体、企業等からの委託を受けて実施する調査、研究及び開発であつて、精算を要する契約形態を採るもの（以下「受託研究」という。）について必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(受託研究の要件)

第2条 研究所は、研究所外の者から受託研究の依頼に応じることができる。

(依頼書の提出)

第3条 受託研究の依頼を行おうとする者（以下「依頼者」という。）は、別に定める海上技術安全研究所受託研究実施要領（平成13年企画第10号の3。以下「受託研究実施要領」という。）の様式による依頼書を理事長に提出するものとする。

(受託の可否)

第4条 依頼書の提出があったときは、理事長は、研究所が行う業務を勘案し、依頼者が第8条に定める受託料を支払う能力を有していることを確認の上、当該依頼に応ずるか否かを決定し、依頼者に遅滞なくその旨を通知するものとする。

(実施計画)

第5条 理事長は、前条により依頼に応じる旨の決定をしたときは、当該受託研究を担当する研究者を指名するものとする。

2 前項により指名を受けた研究者の属する系等の各系長、海難事故解析センター長、国際連携センター長及びプロジェクトチームリーダーは、遅滞なく受託研究の実施計画を作成するものとする。

3 前項の実施計画には、次の事項について定めるものとする。

- (1) 題目
- (2) 内容及び規模
- (3) 実施期間
- (4) 実施場所
- (5) 受託研究に要する経費
- (6) 実施者名

(契約)

第6条 研究所は、受託研究の実施に当たって依頼者と受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の受託研究契約には、次の事項について定めるものとする。ただし、受託研究を実施するために必要な経費の額（以下「受託料」という。）が少額で、かつ、特許権、実用新案権及び意匠権の帰属の問題が生じるおそれのない契約については、第9号の事項について定めないことができるものとする。

- (1) 題目
 - (2) 目的及び概要
 - (3) 実施期間
 - (4) 実施場所
 - (5) 受託料及びその受取りの方法
 - (6) 受託料が適正に支払われないときの措置
 - (7) 受託研究の遂行が困難となったときの措置など契約の変更及び解約の条件
 - (8) 成果の報告及び発表の方法
 - (9) 受託研究の実施の結果得られた特許権、実用新案権及び意匠権の帰属並びにその実施方法
 - (10) 受託研究の実施の結果、研究所が取得し、又は効用を増加させた構造物、機械装置、工具、器具、備品及び製品等の財産の受託研究終了後の帰属
- (期間)

第7条 受託研究の実施期間は、研究遂行に必要な合理的な期間とする。

(受託料の算定)

第8条 受託料は、別表に定める受託料積算基準に基づき算定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する受託研究は、人件費、設備等使用料等の一部または全部

を計上しないことができるものとする。

- (1) 国（国から委託等を受け、その一部を再委託するものを含む。）又は公的機関からの受託研究で、船舶の安全、環境保全に関する基準の作成その他政策意義の非常に高い事業又は船舶若しくは海洋開発に係る基盤的研究等公益性の高い事業に関する受託研究であって、委託元の経費に係る内規・運用及び当該研究の必要性を考慮して、理事長がやむを得ないと認めるもの
- (2) 研究所の発意により実施することが決まる競争的資金等に係る受託研究であって、委託元の経費に係る内規・運用を考慮して理事長がやむを得ないと認めるもの
（受託料の受取り）

第9条 研究所は、原則として受託研究契約の締結後、遅滞なく依頼者より受託研究契約に定める受託料の納付を受けるものとする。

- 2 研究所は、受託研究契約の変更により受託料の額が増加又は減少したときは、当該増加額については依頼者よりすみやかに納付を受け、減少額については依頼者に精算のときに返還するものとする。

（中止）

第10条 研究所は、やむを得ない理由があると認める場合は、受託研究の中止を決定することができるものとする。

（受託料の精算）

第11条 研究所は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく第9条の規定により納付を受けた受託料の額を精算しなければならない。

- 2 依頼者の都合により受託研究の依頼を取り下げるときにおいても、研究所において当該受託研究を着手した後にあっては、当該受託研究に係る費用は、これを徴収する。

（秘密の保持）

第11条の2 研究所は、受託研究において依頼者から知り得た一切の情報を秘密情報として他の情報と明確に区別して取り扱い、依頼者の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。

- (1) 既に公知であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 依頼者から当該情報を入手した時点で既に保有していたもの
- (4) 依頼者から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが立証できるもの
- (5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

- 2 研究所は、依頼者から契約の中で、より厳重な情報管理が求められた場合には、追加措置として、当該情報にアクセスできる人を最小人数に制限し、その他の者が当該情報にアクセスできないよう適切な措置、その他必要な措置を講じなければならない。

（再委託）

第12条 研究所は、必要があるときは、依頼者の同意を得て、当該受託研究の一部を再委託することができるものとする。

（研究結果の報告及び発表）

第13条 理事長は、受託研究が終了し、又は中止したときは、遅滞なくその研究結果を依頼者に報告するものとする。

2 理事長は、受託研究の結果について依頼者の同意を得て、これを公表することができるものとする。

(発明等の取扱い)

第14条 第6条第2項第9号でいう特許権、実用新案権及び意匠権の帰属並びにその実施方法の取扱いについては、海上技術安全研究所共同研究並びに委託研究、受託研究及び請負研究に係る発明等取扱規程（平成13年研究所規程第57号）に定めるところによる。

(受託研究業務に従事する臨時研究員)

第15条 研究所は、受託研究の実施に当たって必要に応じ、現に有する研究員以外に専ら受託研究業務に従事する研究員を、受託料の範囲内において契約により雇用することができる。

2 前項に規定する研究員の雇用に関することは、別に定める。

(財産の帰属)

第16条 第11条の精算後、研究所が受託研究で取得し、又は効用を増加させた構造物、機械装置、工具、器具、備品及び製品等の財産の所有権については、依頼者と協議の上、決定するものとする。

(受託研究に関する事務手続等)

第17条 この規程に定めるもののほか、受託研究実施要領に基づき必要な手続を行うものとする。

(適用除外)

第18条 研究所は、特別な事情によりこの規程により難しい場合については、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年4月1日研究所規程第124号）

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月28日研究所規程第154号）

1 この規程は、平成15年4月1日から適用する。

2 この規程の適用日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月11日研究所規程第179号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に独立行政法人海上技術安全研究所がした契約その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成16年5月27日研究所規程第182号）

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日研究所規程第200号）

この規程は、平成17年6月30日から施行する。

附 則（平成18年3月31日研究所規程第224号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日研究所規程第298号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月19日研究所規程第399号）

この規程は、平成21年8月20日から施行する。

附 則（平成23年12月22日研究所規程第449号）

この規程は、平成23年12月22日から施行する。

附 則（平成24年3月30日研究所規程第487号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日研究所規程第527号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日研究所規程第551号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日研究所規程第595号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日研究所規程第687号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日研究所規程第797号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日研究所規程第832号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の適用日前に締結された契約については、なお従前の例による。

2 別表受託料積算基準の4設備等使用料について、改正後の「海上技術安全研究所固定資産貸付取扱要領」（平成29年6月30日研究海海総第21号）の別添3「貸付料等算定基準」（当該基準 第4人件費及び第5管理費を除く。）については、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月31日研究所規程第863号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の適用日前に見積書が作成された契約については、なお従前の例による。

第3条 10 間接費については、令和元年9月1日から適用する。

附 則（令和2年5月25日研究所規程第876号）

この規程は、令和2年5月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和５年３月３１日研究所規程第９００号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月５日研究所規程第９１２号）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表 受託料積算基準（第8条関係）

受託料の額は、次の項目毎に積算して得た額の合計額とする。

1 人件費等

（1）人件費

（イ）1人1時間当たりの単価に延実労働時間数を乗じた額とする。ただし、1時間に満たないときは、1時間に繰り上げる。

（ロ）単価は、当該受託研究の依頼のあった日に属する年度の研究所研究部門職員給与予算額（職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の合計額）、国家公務員等共済組合物庫負担金、児童手当拠出金、労災保険料及び雇用保険料の事業主負担分の合計額を当該年度の研究所予算定員数による年間延勤務時間数で除して得た額と、その額に当該受託研究の依頼のあった日の属する年度の研究所管理部門職員数を当該年度の研究所研究部門職員数で除したものを乗じて得た額との合計額とする。但し、100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）賃金

当該受託研究のための労務に服する者（人夫、作業員、その他特殊技能者等）に支給する額とする。

2 旅費

当該受託研究を実施するに当たって、直接必要となる旅費を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所旅費規程（平成28年研究所規程第40号）に基づき算出した額とする。

3 備品費

当該受託研究の実施に当たって必要となる取得価格10万円以上かつ耐用年数1年以上の機械器具装置及び特殊機材の額とする。

4 設備等使用料

設備等使用料は、当該受託研究に使用する設備等について計上することとし、その使用料の算出については、「海上技術安全研究所固定資産貸付取扱要領」（平成13年4月2日管会第1-2号）の別添3「貸付料等算定基準」によるもの（当該基準第4人件費及び第5管理費を除く。）とする。

5 雑役務費

（1）改造費

当該受託研究を実施するために、研究所の既存の施設を改造するために必要又は追加的な費用で具体的な改造工事の内容により実費額を算定して積算する。

（2）復元費

当該受託研究を実施するために改造又は変造した研究所の施設を原状に復帰させるために必要な費用で、具体的な復元工事の内容により実費額を算定して積算する。

6 消耗品費

（1）特殊消耗品費

当該受託研究の実施に当たって必要となる特殊研究用消耗品の額とする。

7 雑費

(1) 会議費

当該受託研究を効率よく実施するために必要な会議のための経費を具体的な実施項目により経費を算定して積算する。

(2) 光熱水料

(イ) 電力料、ガス料及び水道料は、それぞれの単価に当該受託研究に要する使用量を乗じた額とする。この場合の電力量については、定格を基本とする。

(ロ) 電力料の単価は、次式によるものとする。

$$\frac{\text{前年の1～12月分の各月の（基本料金＋電力量料金（※）＋燃料費調整額）の合計}}{\text{前年度実績使用電力量（1～12月分）}}$$

(ハ) 電力料以外の単価は、当該受託研究の依頼のあった日の属する年度の前年の1月から12月までの総使用量について、当該受託研究の依頼のあった日の料金率によって算定した額を同期間の総使用量で除したものとする。

(3) 運搬費

当該受託研究のための物品の運搬に要する額とする。

(4) 借料

当該受託研究のための計算機使用料、施設利用料等借料の具体的な内容について項目毎に算定して積算する。

(5) その他雑費

当該受託研究を実施するに当たって必要となる文献購入費、保険料、認可申請手数料その他必要な費用について項目毎に算定して積算する。

8 その他の経費

当該受託研究を実施するために直接必要な経費で、1から7までに含まれないもの（再委託、請負等を含む。）とする。

9 一般管理費

国及び国に準ずる機関（以下「国等」という。）からの依頼の場合は、研究所の一般管理費のうち当該受託研究業務遂行のため支出すると思料される経費として標準額は、1から8までの項目の合計額の30%相当額を計上する。ただし、依頼された国等で別に定めのある場合は、当該規定に従うものとし、再委託分に係る一般管理費の積算に当たっては、依頼者との協議に基づき計上する。

10 間接費

国等以外からの依頼の場合は、研究所の間接費として、当該受託研究業務遂行のため支出すると思料される経費及び研究開発環境の改善又は所全体の機能の向上に活用する経費として標準額は、1から8までの項目の合計額の30%相当額を計上する。

11 消費税及び地方消費税に相当する額

12 その他、国等からの依頼で、この基準により難しい場合は、別に協議して決定することができるものとする。